

大規模太陽光発電設備に係る景観対策について

建設部都市・まちづくり課

1 現状

国における再生可能エネルギーの固定買取制度導入後、大規模太陽光発電設備（以下「メガソーラー」という。）の建設が相次いでいる。

最近、県内各地で森林伐採を伴う開発計画が進み、県民、市町村などから環境保全、景観、土砂災害等の観点から心配する声が寄せられている。

2 これまでの県の対応

県は、環境影響評価条例や森林法の運用等を見直し対応してきたところであるが、メガソーラーが地域に及ぼす影響は多岐に及ぶことから、関係部局や市町村などと連携し対応を検討しているところである。

(1) 「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」発足（H27.5.18）

構成：県関係部局、参加希望市町村20 計3回開催

※地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関するモデル条例を検討中。

(2) 「地球環境・社会と調和したメガソーラー対応チーム」発足（H27.9.15）

チーム長：中島副知事 チーム員：関係課長9名 計3回開催

※県としての対応の方向性について検討

(3) 長野県環境影響評価条例の改正（H28.1.13 施行）

〈条例対象事業拡大〉（第1種事業）太陽光発電施所の敷地面積50ha以上が対象

（第2種事業）森林の区域等における敷地面積が20ha以上

(4) 流域開発に伴う防災調節池等技術基準の改定（H27.9.1 適用）

開発の種別に拘らず10ha以上の全ての開発行為に対し、対象降雨を「50年に一度の降雨」に引き上げ。（森林法又は都市計画法の開発許可にも適用）

(5) 自然公園内での規制強化（特別地域 H27.6.1 適用、普通地域 H27.8.1 適用）

自然公園法施行規則の改正（H27.6.1 施行）され、太陽光発電施設の新築等に係る審査基準が定まった。これにより、国立・国定公園及び県立自然公園の特別地域（2種・3種）は大臣又は知事の許可、普通地域は届出の対象となった。

景観法及び長野県景観条例に基づく届出について

都市・まちづくり課

1 根 拠

景観法第 16 条第 1 項

景観計画区域内において、建築物の建築等の行為をしようとする者は、あらかじめ、景観行政団体の長に届け出なければならない。

2 長野県景観計画の区域

景観行政団体である長野市など 19 市町村を除く県内全域

※ 本県における景観行政団体系市町村（平成 27 年 9 月 1 日現在）

長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市、下諏訪町、南箕輪村、小布施町、高山村、山ノ内町

3 長野県景観計画区域における届出対象行為

| 行為の種類 | 一般地域 | 重点地域 |
|------------------|---|--|
| 建築物の建築等 | 高さ 13m 又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの | 高さ 13m 又は当該行為に係る部分の床面積が 20 m ² を超えるもの |
| 建築物の外観を変更する修繕等 | 変更に係る面積が 400 m ² を超えるもの | 変更に係る面積が 25 m ² を超えるもの |
| 工作物の建設等 | プラント類等 | 高さ 13m 又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの |
| | 電気供給施設 | 高さ 20m を超えるもの |
| | その他 ※ | 高さ 13m を超えるもの |
| 特定外観意匠（広告物等） | 表示面積が 25 m ² を超えるもの | 表示面積が 3 m ² を超えるもの |
| 開発行為等（土地の形質の変更等） | 面積 3,000 m ² を超えるもの又は当該行為により生じる法面・擁壁の高さ 3m かつ長さ 30m を超えるもの | 面積 300 m ² を超えるもの又は当該行為により生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの |
| 屋外における物件の堆積 | 堆積の高さ 3m 又はその用に供される土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの | 堆積の高さ 3m 又はその用に供される土地の面積が 100 m ² を超えるもの |

※ 一般的に太陽光発電施設は「その他工作物」に該当

また土地の形質の変更を伴う場合は、その行為について届出が必要（平成 26 年度は 5 件該当）

4 景観育成基準

景観育成のための行為の制限として定めた、周辺の景観との調和に配慮した形態意匠の基準。届出行為が基準に適合しない場合、当該行為に関し設計の変更等の勧告をすることができる。

長野県景観育成基準（抜粋）

位置：地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。

色彩：けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。

規模：周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、高さとすること。
個々の建造物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。

材料：反射光のある素材を大部分に使用することは避けること。

緑化：周囲の緑化に努めること。

県内景観行政団体における太陽光発電施設の景観法届出対象行為

| 景観行政団体 | 工作物の建設等 | 土地の形質の変更 |
|--------|-------------------------------------|---|
| 長野県 | 高さ13mを超えるもの | 面積3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| 長野市 | 高さ13mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの | 面積3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| 松本市 | 高さ13mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの | 面積3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| 上田市 | 高さ10mを超えるもの | 面積3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| 飯田市 | | 面積1,000㎡又は法面の高さ4m若しくは法面の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| 諏訪市 | 高さ13mを超えるもの | 面積1,000㎡又は法面の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| 須坂市 | 高さ10mを超えるもの | 面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| 小諸市 | 高さ13mを超えるもの | 面積3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| 伊那市 | 高さ10mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの | 面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ2mを超えるもの |
| 駒ヶ根市 | 太陽光発電施設の高さ10mを超えるもの又は設置面積500㎡を超えるもの | 面積500㎡又は法面・擁壁の高さ3m若しくは法面・擁壁の高さ2mかつ長さ20mを超えるもの |
| 飯山市 | 高さ5mを超えるもの | 面積300㎡又は法面若しくは擁壁の高さ1.5mを超えるもの |
| 茅野市 | 太陽光発電については、出力10kw以上のもの | 面積3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| 佐久市 | | 面積1,500㎡(用途地域外1,500㎡)又は法面若しくは擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| 千曲市 | 高さ13mを超えるもの | 面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ3mかつ長さ20mを超えるもの |
| 安曇野市 | 高さ5mを超えるもの | 面積300㎡又は法面若しくは擁壁の高さ1.5mを超えるもの |
| 下諏訪町 | 高さ13mを超えるもの | 面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの |
| 南箕輪村 | 太陽光発電設備等について、パネルの面積合計100㎡を超えるもの | 面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ2mかつ長さ20mを超えるもの |
| 小布施町 | | 面積300㎡又は法面若しくは擁壁の高さ1.5mを超えるもの |
| 高山村 | 太陽電池モジュールの合計面積が500㎡を超えるもの | 面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ1.5mを超えるもの |
| 山ノ内町 | 高さ5mを超えるもの | 面積300㎡又は法面若しくは擁壁の高さ1.5mを超えるもの |

※ 上記要件は、一般地域等における基準

景観法等による太陽光発電設備の取扱いについて

都市・まちづくり課

1 趣旨

国における再生可能エネルギーの固定買取制度の導入後、県内でもメガソーラーの建設が相次ぐ中、太陽光発電設備が、環境保全、景観、土砂災害等に与える影響について、多くの県民から懸念の声が聞かれる。

平成 16 年 12 月に出された景観法運用指針（国土交通省、農林水産省、環境省）において、良好な景観の形成は、住民の生活に密接に関係する課題であること、地域に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされており、県としても市町村の景観行政団体への移行促進に努めているところである。本取扱いにより、景観法等による太陽光発電設備の取扱い方策等を整理することにより、市町村における景観形成の参考としていただきたい。

2 課題と対策

景観の保全の観点から考えられる課題と、それに対する景観法による対策は以下のとおり。

(1) 開発計画を事前に把握

→ 景観法に基づく届出の対象行為に追加

(2) 景観育成（形成）の観点から指導

→ 景観計画（景観育成（形成）基準）を改正

(3) 地元との事前調整機会の義務化

→ 景観法に基づく義務化は困難

なお、本来、景観法は地域に応じたきめ細やかな規制誘導による景観の保全を目的としたものであり、立地規制を目的とした法律ではないため、太陽光発電設備の立地規制を目的とするのであれば、環境部局や開発部局（宅地・林地開発等）など他部局と連携しながら、上記(3)の内容を含んだ自主条例の制定を図ることも一つの方策である。

3 方策

上記 2 (1) 及び(2)に掲げる対策を実行するため、太陽光発電設備を特定して、景観法に基づく届出対象行為にして規制誘導を図る場合、必要となる手続等について以下に掲げる。

(1) 根拠規定

届出対象行為は、景観法第 16 条第 1 項各号に規定されており、景観条例により具体的な基準等が定められている。

(届出及び勧告等)

第 16 条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通

省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

一般的に太陽光発電設備を景観法に基づく届出の対象行為と判断する場合、建築物の屋根・屋上に設置する場合は建築物の一部、土地に自立して設置する場合は工作物として、判断される。

(2) 手続

ア 景観条例施行規則の制定又は改正

一般的に景観条例施行規則に規定される届出の適用除外行為（景観法第 16 条第 7 項第 11 号）について、制定又は改正が必要となる。

【例】

〇〇市景観条例

（定義）

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(X) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

（届出を要しない行為）

第〇条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(X) 法第 16 条第 1 項の届出を要する行為のうち、規則で定めるもの

〇〇市景観条例施行規則

（工作物の定義）

第〇条 条例第〇条第×号の建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 太陽光発電設備その他これに類するもの

（届出を要しない行為の規模等）

第〇条 条例第〇条第 1 項第×号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

() 第〇条第 1 項第 6 号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さが〇メートル以下であり、かつ設置面積の合計が〇平方メートル以下のもの。

【太陽光発電設備を特定して届出対象としている事例】

(県内)

| 景観行政団体 | 届出対象行為 | 届出対象規模 |
|--------|---|---|
| 駒ヶ根市 | 太陽光発電施設等（土地に設置するものに限り、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。） | 高さ 10mを超えるもの又は設置面積の合計が 500 m ² を超えるもの（景観育成重点地区は、高さ 8mを超えるもの又は設置面積の合計が 500 m ² を超えるもの） |
| 茅野市 | 再生エネルギー発電設備 | 再生可能エネルギー発電設備 （太陽光発電設備については、出力 10kW 以上のものとし、一般住宅等で自家消費を目的としたものは対象外とする。） |
| 南箕輪村 | 太陽光発電設備等（一定の土地にまとまって自立して設置されるもの及び、建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む） | パネルの面積の合計が 100 m ² を超えるもの |
| 高山村 | 太陽光電池モジュール | 合計面積が 500 m ² を超えるもの |

(県外)

| 景観行政団体 | 届出対象行為 | 届出対象規模 |
|---------------|-------------------|--|
| 北海道 | 太陽電池発電設備 | 高さ 5 m 又は築造面積 2,000 m ² を超えるもの（広域景観形成推進地域は、高さ 5 m 又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの） |
| 石川県 | 太陽光発電設備等（建築設備を除く） | 高さが 13mを超えるもの（景観形成重点地区では、①高さが 1.5mを超えるもの（春蘭の里（能登町））、②高さ 5 m 又は築造面積の合計が 50 m ² を超えるもの（奥のと里海 日置（珠洲市）） |
| 島根県 （自主条例） | 太陽光発電設備 | 設置面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの |
| 富士宮市 | 太陽光発電設備 | 太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 m ² を超えるもの 太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 m ² を超えるもの |

イ 景観計画の策定又は改正

景観形成基準は、景観形成のための行為の制限として定めた、周辺の景観との調和に配慮した形態意匠の基準であり、景観法第8条第4項第2号の規定により、景観計画に定めなければならない。

景観法に基づく届出がこの基準に適合しない場合、景観法第16条第3項の規定により、当該行為に対し設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

【太陽光発電設備に特定した景観形成基準に位置付けている事例】

(県内)

| 景観行政団体 | 基 準 |
|--------|---|
| 駒ヶ根市 | (太陽光発電設備に特定した景観育成基準はなし) |
| 茅野市 | <p>【形態・意匠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、色彩を建築物に合わせて調和を図る。 <p>【地上に設置する再生可能エネルギー発電設備の配置、色彩等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。 再生可能エネルギー発電設備は、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩に努める。 太陽光発電設備の太陽電池モジュールとフレームの色彩は、できるだけ同色に努める。 |
| 南箕輪村 | <p>【配置】</p> <p>建築物の屋根及び屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の工夫をすること。</p> <p>【色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。パネルおよび枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするよう努める。 |
| 高山村 | <p>【工作物〔太陽光発電設備〕】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールは、低反射で、色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度色の目立たないものを使用する。 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 |

(県外)

| 景観行政団体 | 基 準 |
|---------------|--|
| 北海道 | (太陽光発電設備に特定した景観形成基準はなし) |
| 石川県 | <p>◎景観形成重点地区(春蘭の里(能登町))</p> <p>【建築物〔形態・意匠〕】</p> <p>・太陽光発電設備等を屋根材として使用または屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努める。</p> <p>・空調室外機、ガスボンベ、風力発電設備、太陽光発電設備等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。また、建物本体や周辺の景観に調和する木製格子や植栽などにより修景措置を工夫する。</p> <p>【建築物〔形態・意匠(色彩)〕】</p> <p>太陽光発電設備等を屋根(壁)材として使用又は建築物に設置する場合は、パネルの色彩は周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努める。</p> <p>【工作物〔位置・規模〕】</p> <p>鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。</p> <p>【工作物〔形態・意匠〕】</p> <p>鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、施工方法を工夫し、目立たないデザインとするなど周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。</p> <p>【材料】</p> <p>金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</p> <p>◎景観形成重点地区(奥のと里海 日置(珠洲市))</p> <p>【建築物〔形態・意匠〕】</p> <p>太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。</p> <p>【建築物〔形態・意匠(色彩)〕】</p> <p>屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。</p> <p>【工作物〔位置・規模〕】</p> <p>太陽光パネルは原則として岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。</p> |
| 島根県 (自主条例) | (太陽光発電設備に特定した景観形成基準はなし) |

| | |
|------|---|
| 富士宮市 | <p>【建築物〔壁面、屋根の色彩〕】</p> <p>太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。</p> <p>【建築物〔塔屋・設備類〕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。 ・太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。 ・太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。 <p>【工作物〔太陽光発電設備〕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 ・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 ・歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。 ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。 <p>【工作物〔工作物の色彩〕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。 |
|------|---|